

障発0323第23号

平成30年3月23日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算  
定等に関する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17  
年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補  
装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成  
18年厚生労働省告示第528号）の一部が、本日、「補装具の種目、購入  
又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（平  
成30年厚生労働省告示第121号）により別添のとおり改正され、平成3  
0年4月1日から適用されることとなった。

ついては、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相  
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

## 記

### 1 趣旨

補装具の製作に必要な素材等の一般市価の動向等に対応するため、価格  
の改定を行うとともに用語の整備を行う。また、購入、修理に加え借受け  
についても補装具費の支給対象となったため、借受けに関する基準につい  
て新たに定める。

## 2 改正の概要

### (1) 名称の修正

- ・従来の購入、修理に加え新たに借受けを追加したことに伴い、告示の名称を「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に修正。

### (2) 基準額の改定

- ・補装具費の基準額に係る実態調査の結果を踏まえ、所要の改定を行う。

### (3) 借受けの追加

- ・従来の購入、修理に加え新たに借受けを追加したことに伴い、別表2として借受け基準を新設。
- ・特例補装具は借受けの対象とならない旨、本文で記載。

### (4) 用語の整理

#### ア. 購入基準

- ・別表の1の(5)の義眼の項中「普通義眼」を「レディメイド」に、「特殊義眼」を「オーダーメイド」に修正し、「コンタクト義眼」を削除。
- ・別表の1の(5)の眼鏡の「矯正眼鏡」を「矯正用」に、「遮光眼鏡」を「遮光用」に、「弱視眼鏡」を「弱視用」に修正。

#### イ. 修理基準

- ・別表の3の(5)の車椅子の項中「枕(レディメイド)交換」を新設。
- ・別表の3の(5)の電動車椅子の項中「バッテリー(リチウムイオン電池)交換」を追加。
- ・別表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中「視線検出式入力装置(スイッチ)交換」を追加。

ウ. この他、義肢、装具の基準において、JIS で定義されている用語(別紙)を使用するよう、修正。

## 3 運用上の留意事項

補装具製作者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。